

加古川市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の 確認指導・監査に係る集団指導

令和8年2月18日 加古川市福祉部地域福祉課



目次

- 1 令和7年度指導監査で見受けられた事項
- 2 保育所等での虐待
- 3 令和8年度指導監査

目次

1 令和7年度指導監査で見受けられた事項

2 保育所等での虐待

3 令和8年度指導監査



重点事項

職員体制

配置基準を満たしているか

事故防止に向けた取組み

安全対策が講じられているか

教育・保育の提供の記録

教育・保育の計画、施設運営に必要な記録が整備されているか

1 令和7年度指導監査で見受けられた事項

《重点事項》 職員体制

文書・口頭による指導事項なし

《重点事項》 事故防止に向けた取組み

(指導事項)

- ◆ 軽微な事故の記録が作成されていなかった。
→ 事故が発生した場合、軽微なものであっても事故報告書を作成し、園内で保管すること

(複数の施設で伝えた内容)

- ◆ ヒヤリハットの中に軽微な事故が含まれていた。
→ 事故とは分けて記録をすること
→ 重大な事故の場合は、市へ報告すること

《重点事項》 事故防止に向けた取組み

《乳幼児突然死症候群(SIDS)》

- 午睡時にうつぶせ寝をしている乳児が見受けられた。
→医学的な理由で医師からすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせること
- 保育室内は、子どもの顔色等が確認できる程度の明るさを確保すること
- 午睡チェック表には顔の向きだけでなく、体調の変化(発熱・鼻水・咳など)も記録すること
- 午前睡をする園児については、午前睡についても記録すること
- 学校安全計画にSIDSの保護者周知の記載をすること

《根拠》

教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について(令和5年4月27日付)
こども家庭庁・文科省

《重点事項》 教育・保育の提供の記録

(指導事項)

- ◆ 職員及び会計に関する書類が整備されていなかった。
→書類は適正に整理、保管すること
- ◆ 予防接種の記録について
→令和6年4月より、4種混合ワクチンが5種混合ワクチンになっているため、記録様式を修正すること

運営基準

- ◆ 施設内に運営規程の概要等が記載された書類が見当たらなかった。
→運営規程の概要等は施設内の見えやすい場所に掲示すること
- ◆ 重要事項説明に対する同意をしたことを示す書類がなかった。
→重要事項説明書に対する同意についても書面で行い、その書面を施設で保管すること
- ◆ 運営規程と重要事項説明書の内容が一致していなかった。
→変更が生じた場合は、市へ変更届を提出すること
- ◆ (認定こども園、小規模・事業所内保育事業)
保育の提供の開始にあたり、利用申込みを行った保護者と利用契約を締結していなかった。
→利用申込者と利用契約を締結し、保育を提供すること
- ◆ 第三者委員の氏名・連絡先が周知されていなかった。
→重要事項説明書等で第三者委員の氏名・連絡先を周知すること
- ◆ 保育の質の評価に関する自己評価が実施されていなかった。
→保育士及び園全体の保育の質の評価を自ら行い、その改善を図ること
- ◆ 送迎用バスに安全装置が設置されていなかった。
→送迎用バスの運行には、車内に利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること(義務)

給付関係

- ◆ (認定こども園)
主幹保育教諭等の専任化の要件を満たしていなかった。
→主幹保育教諭が指導計画の立案や子育て活動等に専任できるよう、体制を整備すること
※定期的に土曜日の早朝保育に従事
- ◆ 管理者(施設長)が通常保育に従事していた。
→管理者が施設の運営管理業務に専従できるよう、体制を整備すること
- ◆ 0歳児6人に対し担任が3人配置されているが、うち2人が補助事業に従事するなど、常勤専任ではなかった。
→乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、2名以上常勤保育士の配置が必要であり、学級担任は原則常勤専任である必要があるため、常勤専任保育士が配置できる体制を整備すること

その他

(指導事項)

◆ 開所時間について

園の行事終了後や新年度準備のため、保育の提供を行っていないことがあった。
家庭での怪我等により、登園の自粛を求める対応があった。

→園児が保育を受ける必要性を考慮し、施設側の一方的な都合で利用の抑制と捉えられることがないよう、保護者等とコミュニケーションを図り理解を得るよう努めること

他市で発生した事案より

- ◆ 令和8年1月に大阪府吹田市の幼稚園に不審者(30代男性)が植込みのすき間から侵入。園児がいる保育室内に侵入し、女性職員を羽交い絞めにする事案が発生した。
→毎月必須の避難及び消火訓練に合わせて、不審者対応訓練も実施いただくようお願いします。

目次

1 令和7年度指導監査で見受けられた事項

2 保育所等での虐待

3 令和8年度指導監査



2 保育所等での虐待

虐待通報の義務化

令和5年5月 こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

令和7年4月 児童福祉法の改正（10月1日施行）

→令和7年8月「保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為



虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践においてより良い保育に向けた振り返りが実施される必要がある。

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

保育所等の職員による
虐待を受けたと思われる園児を発見

➤ 性的虐待が疑われる事案は、警察に相談



すみやかに
通報(義務)

だれが? 保育所等の職員による虐待を受けたと思われる園児を発見した者

どこへ? 県(認定こども園・保育所等ホットライン)、市

通報先・ホットライン

「通報義務」は保育所等における虐待等の不適切な事案が相次いでいることを受け、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う子どもを預けられるような環境を整備していく必要から設けられた仕組みです。

虐待を未然に防ぐためには、保育に関わる全ての方々の理解と協力が必要です。
チェックリストやガイドラインを研修などで活用し、周知してください。

保育での「知りたい」「聞きたい」「虐待かもしれない」については、認定子ども園・保育所等ホットラインが活用できます。

保護者や教育・保育施設の職員からホットラインに寄せられた相談は、市へも情報提供され、市でも実態把握や必要に応じて改善指導等を行います。

働こうえて悩んでいることがあるのだけど…

もしかすると不適切保育がおこっているのかもしれない…

保育内容について疑問に感じていることがあるのですが…

認定子ども園の制度や基準が知りたい!

保活の仕方がわからない園探しのポイントが知りたい!!

先生の人数が少ないように感じる…

近くの園から聞こえる声が気になる…

保育のなやみごとゼロ

#7350

認定子ども園・保育所等ホットライン

～認定子ども園・保育所等の保育施設の制度や基準、教育・保育の「知りたい」「聞きたい」についての相談をお受けします～

- ☘ 電話相談 **#7350** (繋がらない場合は 078-362-3654)
※外部の電話相談受付窓口につながります
月曜～金曜 9:00～21:00
土 日 祝 9:00～17:00 (年末年始12/29～1/3を除く)
- ☘ LINEチャット相談 (保育相談専門コーディネーターが対応します)
月曜～金曜 9:00～17:00
(土日祝・年末年始12/29～1/3を除く)
- ☘ F A X 078-362-3011
- ☘ Eメール kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

認定子ども園・保育所等ホットライン
LINE友だち追加

参考資料

- ▶ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の概要(こども家庭庁)
- ▶ 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について(こども家庭庁)
- ▶ 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(こども家庭庁・文部科学省 令和7年8月改訂)
- ▶ 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(厚生労働省子ども家庭局長通知 令和7年3月25日一部改正)

目次

- 1 令和7年度指導監査で見受けられた事項
- 2 保育所等での虐待
- 3 令和8年度指導監査



3 令和8年度指導監査について

《予定》

実施時期 6月～8月

対象施設

- ①今年度の指導監査を受けていない施設
- ②今年度の指導監査で文書指摘があった施設
- ③家庭的保育事業等（小規模・事業所内保育事業）

実施対象施設へは、5月上旬頃に通知します。詳しくは、実施通知をご確認ください。

※監査対象外の施設へは、監査を実施しない旨の連絡はしませんが、適正な運営をお願いします。

ご清聴ありがとうございました

